

加西市公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告する。

令和4年4月19日
加西市告示第59号

加西市長 西村 和平

1 業務概要

- (1) 業務名 加西市公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務
- (2) 業務内容 「加西市公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務プロポーザル実施要領」のとおり

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 加西市財務規則（昭和42年規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、工事請負等契約に係る指名停止の措置要領（平成6年加西市訓令第23号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと。

3 手続き等

(1) 事務局

加西市 総務部 デジタル戦略課（本庁舎6階北側）
〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地
電話：0790-42-8703（直通）
Fax：0790-42-1643
Eメールアドレス：joho@city.kasai.lg.jp

(2) 実施要領等の公表

公告日から「加西市公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務プロポーザル実施要領」等を加西市ホームページで公表する。

(3) 参加表明書・企画提案書等の受付

- ①受付期限 参加申請書 令和4年5月18日（水）午後5時
- ②提出場所 第1号に同じ
- ③提出方法 持参、郵送または電子メール
 - ・持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までとする。
 - ・郵送、電子メールの場合は受付期間内に必着のこと。

4 その他

- (1) その他詳細は「加西市公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務プロポーザル実施要領」のとおり。
- (2) 本プロポーザルに係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (5) 採用された企画提案について、協議の上、変更する場合がある。
- (6) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
- (8) 当該事業の契約が成立するまでの間において、契約候補者が「加西市公共施設窓口キャッシュレス決済導入業務プロポーザル実施要領」の参加者に要求される資格を満たさなくなった場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。